

会員研修規程

1. 目 的

この規程は、公益社団法人日本プロスキー教師協会（以下「協会」という）定款第1章第4条(2)項に基づき、正会員のスキー技術向上、技術指導法の研修及び一般教養を高め、質の向上を図るためにこれを定める。

2. 実 施

協会の主催で教育部または教育部管理の下に支部が実施する。

3. 資格更新

正会員は次の各項の要件を満たし、有効期間4年（協会会計年度4期）の満了する年度に資格を更新する。

(1) 活動会員は会員研修会に参加し、有効期間4年（協会会計年度4期）以内に8単位以上を取得する。

①最低4単位は雪上で取得することが望ましい

②公認スキー学校の指導・技術研修での単位取得は2単位までとする
（研修は別に定める実施要項に則り実施する）

③原則として2単位=4時間とする

(2) 活動会員は下記に定める救急法講習会のいずれかを受講し修了する。
ただし、それぞれの有効期間内に更新しなければならない。

①消防署 普通救命講習または上級救命講習または応急手当普及員

②日本赤十字社 救急法基礎講習または救急法救急員養成講習

③上記①、②の講習会と同等の内容を有する講習（教育部が認めたもの）

④医師、看護師等の医療資格保持者は、受講したことと見做す

(3) 維持会員から活動会員になろうとする者は、前3（1）、（2）項を修了する。

(4) 資格を更新しない正会員は維持会員となる。

4. 講 師

教育部長が委嘱する講師またはイグザミネー。

5. 見 做 し

(1) 教育部で認めた内容（検定、講演、講義、レポート、支部主催行事など）を会員研修会とすることができる。

(2) ステージⅡ検定での新規入会者は活動会員（当初4年間）と見做す。

6. 更新免除

ステージⅢ以上で70歳以上の正会員は資格更新のための研修会参加義務を免除する。

7. 報 告

(1) 主催者は会員研修会の結果を教育部長に報告する。

(2) 教育部長は会員研修会の結果を理事会に報告する。

附則 この規程は、公益社団法人日本職業スキー教師協会の設立登記のあった日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成24年10月1日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年3月24日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成28年7月21日から施行する。

附則 この規程は、一部改訂し平成30年12月1日から施行する。